

令和5年9月定例会 一般質問 眞鍋亜樹議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

「医療的ケア児とその家族を支えるまちづくりについて」

○眞鍋亜樹 皆さんこんにちは。

議長のお許しを得ましたので、無所属、眞鍋亜樹が一般質問をさせていただきます。

今回は、第1項目に医療的ケア児とその家族を支えるまちづくり、第2項目にこどもに優しいまちづくりと題しまして質問をいたします。

本年4月1日施行のこども基本法では、その目的として、次代の社会を担う全ての子供が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらずその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して社会全体で子供施策に取り組むとあります。昨日報道にありました樫原市での子供が犠牲になる痛ましい事件におきましても、周りが何とかできなかったのかという思いは関係者だけでなく多くの皆様共通の思いであるかと思えます。子供たちが育つ環境は本当に様々ですが、我が町として子供たちの命と育ちを守るために、ここに挙げます医療的ケア児をはじめ、全ての子供を最優先に置いた地域の子供、家庭ケア体制の構築につながる土台づくりのための質問をさせていただきます。

まず第1項目、医療的ケア児と家族を支えるまちづくりについて健康部にお伺いいたします。

保健センターでは妊娠期からの支援をされておりますが、医療的ケア児の全数は把握されているでしょうか、また年間どのくらいの医療的ケアが必要な方が出生されているのかについてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○健康部次長 医療的ケア児の出生については、統計として集計は行っておりません。しかしながら、チューブで栄養を直接注入する経管栄養、酸素療法、気管切開による呼吸管理が必要ななどの自宅において医療的ケアが必要なお子さんは、本市において年に数件程度出生されるかいないかという状況でございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 年に数件程度ということで今お答えいただきましたが、医療的ケア児の把握につきましてやはり外から見えづらいところがあるかと思えます。その点におきまして、どの時

点でどのように保健センターのほうで把握されているのかについてお伺いいたします。

○健康部次長 医療的ケアが必要なお子さんの情報につきましては、退院へ向けて地域での支援調整の必要がある場合は入院されている病院からの連絡により把握する状況でございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 病院からの連絡ということですが、それは必ず連絡をいただけるということでしょうか。

○健康部次長 ご家族が行政の支援を望まれない場合や病院の判断にもなりますので、全数について病院から連絡があるかは確認ができない状況となっております。

以上です。

○眞鍋亜樹 やはり全数の把握というのは非常に難しいことであるなというのは今のご答弁から感じたんですけれども、保健センターのほうで把握されたケースにつきまして、ご家族や対象児に対してはどのようなサポートがあるのでしょうか。

○健康部次長 保健センターでは、退院後、訪問により家庭看護での困り事がないか、家族全体の支援として何が必要なかを聞き取ります。その中で、本人の体調管理だけでなく看護している家族の不安や身体的負担にも目を向けて、長期的な看護が継続できるよう必要な福祉サービスの情報提供を行いつつサポートへつなげる等の支援を実施いたしております。

以上です。

○眞鍋亜樹 様々にサポートしていただいているようですけれども、サポートを個別に行う中で当事者同士のつながりを求めている方もいらっしゃるかと思います。私も相談を受けます。その辺のお気持ちにも寄り添っていただいて、ニーズが出てきた場合には一緒に考えて、当事者交流などもご検討いただけるようにこちらで要望をしておきます。

それから、先ほどのサポートの内容でありますけれども、医療的ケアが必要な子供たちへのサポートというのはやはり長期にわたるかと思います。保健センターの所管ではいつまでサポートを行われるのでしょうか。

○健康部次長 ケアを必要とするお子さんや保護者を含めた家族の家庭状況また関係機関の支援の状況にもよりますが、就園や就学等の年齢をきっかけに相談内容も変化してまいります。相談する場が集団生活の場に移行することをきっかけに保健センターにおけるサポートは減少していく傾向となっております。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。集団生活に移行していくというところで減少していくというご答弁でした。やはりいろいろな周りの事情が変わるごとにその相談先も変わっていくのかなと思います。

社会的なサポートを受けながら日常生活を送るとしても、医療的ケア児においては常に生命の維持というところのリスクが大きい状態となっております。不幸にもお子様がお亡くなりになった場合もあるかと思いますが、本市として亡くなったことをタイムリーに把握できるのかというところと、またグリーフケアについてどのように行っているのかについてのお考え、取組についてご質問いたします。

○健康部次長 保健センターにおきましては、健康管理システムにおいて個人の情報を確認しに行った場合にお亡くなりになられていることは把握できますが、ご不幸があった直後に把握できるというシステムではございません。

また、対応につきましては、お子様が亡くなられたご家族のつらさ、悲しみは計り知れないものがあり、行政の介入を望まれない場合もございますので、対応にはかなりセンシティブなケースであると理解しております。保護者の方がお気持ちの整理を含め保健師等の支援を必要とされる場合や同じ立場の方々と体験を分かち合う自助グループの情報提供をホームページにおきましてお知らせさせていただいております。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。健康管理システムのほうで調べることはできるけれども、何らかのタイミングとかですかね、健診のときとか、そういうタイミングであって、亡くなった直後にこちらからってというような状況ではないということで情報は得にくい状態であるのかなと思います。ホームページのほうで自助グループの情報提供をされているという点につきましては、どこかに相談したいとか当事者と話をしたいと思ったときにわらをもすがる思いでホームページを見たときにそういう優しい場所とつながれるっていうのはすごくありがたいなと思います。我が子を亡くすっていうところは、悲嘆の中でも深い悲しみに分類されると思います。ご対応されることも、本当にいろいろな相手のご意向もありますので難しい部分もあると思いますけれども、どうかお気持ちに寄り添って、今もされてると思うんです、されてると思うんですけれども、引き続きサポートをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、福祉部のほうに質問を移ります。

本市における医療的ケア児の現状について、今先ほど健康部のほうでは病院からの連絡で把握するということでした。福祉部におきましてはどの時点で対象児の状況を把握するのかについてお伺いいたします。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 福祉部におきましては、現時点であれば子育て世代包括支援センターでの連携会議で保護者の同意があるケース、もしくは障害児福祉手当や特別児童扶養手当等のご申請時に状況を把握するということが可能でございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。福祉部で、手当の申請時に状況が分かるということなので、確実な情報を得ることができるかなと思います。

また、その状況を把握した際にどのようにサポートを行っていくのかについてお伺いいたします。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 福祉部の社会福祉課におきましては居宅訪問型児童発達支援サービス等の障害児の福祉サービス等の提供、福祉部の児童福祉課におきましては家庭相談によります家庭訪問等ご家族への情報提供や精神的な支援のほうを行うものでございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。それぞれの状況に合わせて相談先や支援が異なっていくというところでお伺いいたしました。

その年齢についてお伺いしたいんですけど、先ほど健康部のほうでは就園や就学、集団に関わる時点でそのサポートが減少していくというようなご答弁いただきました。福祉部としては対象年齢については何歳になるでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 福祉部におきましては、心身の発達の過程にあるおのおむね 18 歳までの方を対象としてございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 おおむね 18 歳というところで心身の発達の過程にあるというところで、そこは少し緩やかな見方をしていただけるのかなと思います。

先ほどサポートいろいろ挙げてくださったんですけども、その中で居宅訪問型児童発達支援サービス、こちらにつきましては利用状況についてどうでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 令和 4 年度及び令和 5 年の現時点においては、ご利用のほうはございません。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 利用がないということですが、利用がない理由についてはどういうものが挙げられるでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 支援の対象となりますのが、重度の障害の状態、そのほかこれに準ずる状態にあられる方で児童の発達支援、医療型の児童発達支援または放課後等デイサービスを受けることが著しく困難であると認められた障害をお持ちの児童に限られるというところで、そういった限定的な利用基準であるがために当該発達支援サービスを今受けていらっしゃる方がいないというのが現状でございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 今限定的な利用基準があるということで、逆に考えるとどこか別のサポートを受けられている状態であるという理解でいいですかね。

続きまして、医療的ケア児童等を総合的に支援調整をする担当といたしまして医療的ケア児童等コーディネーターというものがあります。コーディネーターの配置についてはどうなっているのかということと不足はないのかについてお聞きいたします。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 今年度香芝市のほうが相談支援業務を委託しております事業所におきまして、医療的ケア児童等の養成研修を受講されたコーディネーター1名が配置されてございます。こちらのコーディネーターについては、様々な資格をお持ちの方が地域において医療的ケア児童等の支援を調整する役割を担うものでございまして、奈良県において行政研修が実施されてるところでございまして、香芝市としては、このような研修の受講というものを計画的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。今は委託している事業所に1名いらっしゃるということで、奈良県の研修を受けることでその資格も得ることができるので、今ご答弁の中に、最後、計画的にその研修も進めていくということでした。具体的にどうやって進めていくのかということはどうなっているのでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 具体的なスケジュールというところまではいかないんですが、本市では令和6年度から先ほど来申しておりますこども家庭センターのほうの設置の準備を進めております。民間などの委託先のみならず、こういったところも含めましてコーディネーターの養成のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 今民間に限らずということだったので、こちらの市が直接コーディネーターの研修を受けるってということも考えられているということでもいいでしょうか、ご答弁をお願いします。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 今後こども家庭センターの設置後になるかと思いますが、順次そのようなことも考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。ぜひ考えていってほしいなと思います。

同時に、こども家庭センターというものができることによって、先ほどからも質問も多く出ておりますけれども、健康部、福祉部で子供に関わる教育部の関係機関との連携もしやすくなるのかなという思いもあります。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） こども家庭センターにおきましては、母子保健、児

童福祉、児童発達支援のほうを統合したような包括的支援の体制を整備してまいりたいと考えてございます。その中でも、医療的ケア児等につきましても、教育部等の関係機関を含めまして情報の共有を図って切れ目のない支援で実施できる体制づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。切れ目のない支援ということで、現在行われているそれぞれの相談業務の機関があるかと思えます。健康部における伴走型相談支援と福祉部における子供、家庭に関する総合相談と教育部におけるスクールソーシャルワーカーの教育相談業務等々、その辺ともぜひしっかりと連携されると思っておりますので、切れ目のない支援につながるようによろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、保育所等での医療的ケア児の受入れ状況についてご質問したいと思えます。

現在の状況についてお伺ひいたします。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 受入れ状況でございますが、現在児童の利用というのはございませんが、医療的ケア児ということではございませんが支援が必要な子供さんのほうは受入れを行っているところでございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 医療的ケアまでは必要ないけれども支援が必要なお子さんはいらっしゃるということでお聞きいたしました。今は医療的ケアが必要な子供のお預かりはなしというところですね。

では、教育部のほうにご質問いたします。

保育所、こども園の運営のほうをされているのは教育部になるかと思えます。これまでも医療的ケア児の受入れにつきまして、考えて対応されてきたかと思えます。いざ医療的ケア児を受け入れるとなった場合にどのような課題があるかについてお伺ひいたします。

○教育部長 すいません。そもそも受け入れるに当たってその保育士等の確保が難しいという中、喀たん吸引等の研修を受けた保育士の確保が困難でございます。また、個々の事案に対応した施設整備が必要なこと、そして何よりも命に関わることとなりますので、施設長やまたその保育士等の責任が非常に大きくなるということが課題だと考えております。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。そもそも保育士の確保が難しいんだってところは、もう何度も募集をかけてらっしゃるので、すごくよく実感しているところであります。また、保育士というものが責任が大きいってところも、現場の職員のことをしっかり考えてくださってるから出るお言葉かなとも思えます。本当にそのとおりかなと思えます。研修を受けて保育士も一部医療的ケアができるような状況になったとしても、平時はいいんですけれども、実際何かあったときに対応できるのかってところの責任の重さってというのはずっと緊張感

があり続けるものかなとも思います。やっぱり保育士は保育士なんですよね。保育をするために日々研さんしてきた方々が看護のハードルを越えるのがやはり難しいし、気持ちの上でも体制が整わないと難しい点であるかなと、私自身も保育士なので、すごくそこは思います。でもその一方で、じゃあそういう状況だからここで立ち止まるのかっていうことを考えたときに、おうちのことを考えますとそれこそ保育士でも看護師でもない普通のお母さん、お父さんが24時間に対応しているっていう状況があります。では、香芝市としてこれからの時代を考えると、やはり受入れ体制っていうものは整えていくっていうことでカバーし合っていかなければならない局面に、今令和5年ですけれども、その局面に今はなってるんじゃないかと私は感じております。

法的には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年6月18日に交付されました。香芝市議会におきましても、令和3年9月の一般質問で県議会議員になられました芦高議員が医療的ケア児の質問をされました。その際に教育長のほうから関係機関と調整をしながらガイドラインを作成していきたいと考えておりますとのご答弁がありました。また、昨年令和4年6月の一般質問におきまして、中山議員のほうからどうやってそこに取り組むのかという質問がありました。それに対しまして、教育部長のほうから医療的ケア児を受け入れるためのガイドラインについて必要だと考えていて今先行事例の調査を行っているんだというようなご答弁がございました。教育部として医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの作成についてご検討され、進めてこられたかと思いますが、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○教育部長 昨年度医療的ケア児の受入れに関する他市の状況調査や、また養護学校の視察等も行っておりまして。ただ、調べていけば調べるほどやはり様々な課題があることが分かり、現在策定に至っていない状況でございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 調査は進んでいるというような中で、今最後のところで様々な課題と表現されましたが、具体的にはどのような課題でしょうか。

○教育部長 やはり主治医や医師会との緊急時の連絡、連携、また相談体制、それから医療的ケアに対するニーズ等を把握することが困難であること、そして現場で命に関わる事象が発生した場合の対応など、実際に受入れを行っている担当所管ではやはり限界があることが分かり、全庁的な方針の策定が必要であると、そういったことを改めて感じたところでございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 最後、全庁的な方針の策定が必要っていうご答弁をいただきました。おっしゃるように、もう先ほども申し上げましたが、緊急時の医療っていうのはすごく重要なことだと思

います。その医療機関との連携や体制づくりにつきましては、教育部という所管だけでは大変な取組になってしまうという印象です。ふだんから医療機関とのつながりのある健康部また福祉部等の連携も必要になってくるかと思えます。また、福祉部のほうですね、福祉部のほうでは現在第3期計画が策定されております。第2期障がい児福祉計画の中には、医療的ケア支援のための関係機関の協議の場の設置、医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置なども成果目標として掲げられております。また、こちらにおきましては、3市1町の自立支援協議会におきまして継続的に医療的ケア児支援のための協議も行われているとお聞きしております。先ほど教育部からのご答弁、全庁的な方針の策定が必要とありました。これについて、こちらの第3期障がい児福祉計画策定の中でどこまで具体的に示されるのかということについてお聞きいたします。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 現在策定中の当該計画でございますが、策定委員会のほうにおきまして策定されるものでございますのでどういった計画が示されるかというのは、まだはっきりしたお答えというのはいたしかねるところでございます。しかしながら、第3期の計画におきまして、現行の第2期の計画よりはさらに踏み込んだような、こども家庭センターを中心とした医療的ケア児のコーディネーターの配置、そして関係機関と連携してサポートプランの作成につなげるといったようなこと、教育部のほうから策定に課題があると申し上げたガイドライン等につきましては、策定委員会で今後計画されるところではございますが、具体性を持たせたような計画にしたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。最後ちょっと長かったのですが、ガイドラインの作成も具体性を持たせて計画に盛り込んでいくというお答えでよかったのでしょうか。もちろん計画は策定委員会のほうで決定になりますのでここではっきりとしますっていうようなことは言えないかと思えますけれども、今の現状から見て教育部のほうの現場の状況、それに第2期までやってきた協議の経緯もあるかと思えます。そのような中で、ここで医療的ケア児の受入れに関するガイドラインの作成につきまして計画の中に踏み込んでいけるというご答弁でよかったでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） この件につきましては、関係各部と協議した上でできるだけ具体性を持たせたような計画にしたいと考えてございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ぜひ第3期障がい児福祉計画の中でガイドライン作成まで踏み込んでいただき、今すぐく前向きなご答弁いただいたと思いますので、ぜひそれにおいて現場においても前進していけるように受入れ体制を整えていっていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

「こどもに優しいまちづくりについて」

○眞鍋亜樹 続きます、第2項目に移ります。

こどもに優しいまちづくりの質問のほうをさせていただきます。

これまでも何回か質問させていただきましたが、ファミリー・サポート・センター事業の拡充についてのご質問をいたします。

まず最初に、ファミリー・サポート・センター事業の内容と目的についてお伺いいたします。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 子育て援助活動支援事業、通称ファミリー・サポート・センター事業でございますが、子育ての支援を希望する地域の子育て世帯の方、利用会員と申しますが、そして子育てのお手伝い、支援を希望する市民の方、サポート会員と申しますが、のマッチングを行うものでございます。これは、子育てと仕事の両立を推進、そして地域における市民相互の子育て支援を通じてより豊かな子育てができるよう市民が相互に助け合うということを目的とするものでございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。地域における市民の相互の子育て支援というところで、お互いに助け合って子育てをしていこうというところが目的ということでお聞きいたしました。本当に子育ての人手が欲しい時期に近くでお住まいの方が子供への温かい気持ちを持って助けてくださるってことは本当にありがたい支援だと思っております。しかしながら、いいことばかりでもないかと思えます。様々な課題があるかと思いますが、現状の課題についてはどのように捉えているのでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） やはり利用会員とサポート会員のマッチング、そしてサポート会員の方の確保や活動に際しましてやっぱり事故の防止を念頭に置きました活動ということ、そして利用方法が分からない方への周知等が課題というふうに考えてございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 課題は幾つかあるかと思いますが、やはりサポート会員の確保っていうのは常に必要かと思えます。事業を続ける中で、サポート会員の方の高齢化も出てきている頃かなと思えます。各地域でバランスよく配置されているっていう状態がやはり理想的だなと思うんですけども、そのためにはやっぱり数ですよね、サポート会員の確保は積極的に行っていく必要があると考えます。サポート会員の養成に向けて今年度の取組が少し進められてたかなと思えます。それについてお伺いいたします。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） サポート会員の養成講座におきまして、昨年までは

年間を通じて1クールのみ講座でしたが、今年度より2クールを実施しまして、1クールで欠席があって修了できない場合も次のクール以降の長いスパンで未受講の講座を修めさせていただいて終了していただけるというような体制を整えさせていただきました。また、周知の啓発として自治会のほうにチラシの回覧のほうをお願いしたり、子育て世代に向けては児童手当の通知にチラシを同封させていただきましたところ、利用の希望者のみならずサポートの希望者からの申出もいただいているところでございます。

以上でございます。

○真鍋亜樹 ありがとうございます。1クールだったのが2クールになって1回逃しても次で受けれるってということで、非常に受けやすくなったという声も聞いております。また、今自治会のご協力もあるということで、非常にありがたいと思います。

先ほど、また養成講座のほかにもマッチングっていう部分も非常に大きな課題かと思えます。その課題解決に向けての取組について伺いたします。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 活動時におきましては、自家用車を利用しての送迎等は行わずに徒歩圏内での活動、マッチングとなりますためにやはりサポート会員がその地域にご登録がないという場合がございます。この件につきましては、会員さん同士のお顔つなぎをさせていただき調整をするようなアドバイザーのほうを配置してマッチングのほうに取り組んでるところでございます。

以上でございます。

○真鍋亜樹 アドバイザーの配置も今年度からの取組ですかね、ということでとてもいいなと思ってるんですけども、それであらゆる工夫をしてもマッチングができないっていう場合はあるのでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 令和4年度以降、現在までの数ではございますが、お断りしたケースが9件ばかりでございます。

以上でございます。

○真鍋亜樹 9件ということで、数きちんと数えてくださってるなっていうのを今分かってよかったなと思うんですけども、断った理由についても全て把握されてるのでしょうか、主な理由を幾つか言っていただければと思います。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） この9件につきましては、理由のほうも全て把握してございます。一例を申し上げますと、活動時間というのが20時までということになっておりますが22時までのお預かりというご依頼があったり、そして他市の習い事等に連れて行っていただきたい、または犬を飼っておられるサポーターさんのお宅でアレルギーがあるお子さんだったりする場合はなかなかちょっとマッチングができず別の方をマッチングしたというよ

うな、そういう事例もございます。

以上でございます。

○真鍋亜樹 他市、香芝市を一步出たら駄目っていうことで、送迎も本当はそこが難しいところかなと思うんですけども、そのような様々な条件がお互いにある中でマッチングっていうのはやっぱり難しいなと思います。例えば今徒歩圏内ということでご紹介できる人って限られてしまうと思うんです。そこが、前ももうお願いしたかと思いますが、自家用車の使用っていう部分につきましては、難しい、安全面、今まで安全に運用されてきた部分におきましてそこは守られてきた部分なのかとは思うんですけども、自家用車を近隣自治体でも取り入れているところはある、また自家用車じゃなくても自転車などの使用はいいのではないかっていうところもご検討いただけたらマッチングできる範囲が広がる、また歩ける範囲もここまでとかではなくてももう少し歩けるかもって、大変だったり時間かかったりもするんですけども、そういうこれありきではなくってルールの方も一度見直しをかけていただいてより多くの方に使っていただけるようお願いしたいなと思います。これまでしっかりと安全に、安心にって本当に一番大事で、命を預かる上で、どんなにいいことしても命を落としてしまったらそれは全て何もなくなるわけでありますので、安全って一番重要なんでありますけれども、安全が守られてきたっていうのはやはり職員の皆様の多大なる努力があった上かと、それは重々存じております。その上でルールの見直しを、しっかりと安全守られてきた皆様だからそこを外すことはないと思うんで、しっかりと柔軟なルールを考えてみていかれたらいいなと思います。やはり限られた人材でありますのであらゆる工夫をしていかないと、困ってる人を断らなくても済むように、ファミサポに電話してくる人ってよっぽどやっぱり困ってるんですよね。困っててどうしようもなく電話かけてきているので、そういう人に断る、断るのもすごい心苦しいと思うんです、なので断らなくても済むように柔軟な運用についても一度見直しをお願いしたいなと思います。よろしく申し上げます。

最後に、ファミリー・サポート・センター事業の今後の方向性、どのようにしていきたいかについてお伺いいたします。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 今後の方向性でございますが、第5次香芝市総合計画が目指しております「地域の中で、周りの人々に支えられ、喜びや楽しさを感じながら安心して子育てができています。」ということの目標につながりますようなサポーター養成の講座の充実、そして人材の確保、スキルアップ講座等の開催によります質の確保、より利用してもらいやすくなるように改善を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○真鍋亜樹 最後、改善を重ねていくということなので、そのお言葉どおりよろしくお願

ます。

続きまして、次の質問に移ります。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定についてお伺いいたします。

本年4月1日に施行されましたこども基本法は、この計画の策定につきましてどのように影響されていくのでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） こども基本法の第11条におきましては、こども等の意見の反映として、こども施策の策定、実施、評価をするに当たりこどもまたはこどもを養育する者の意見を反映させるということでされておりますので、この事業計画の策定においても影響するものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 こちらの計画にも影響するものと考えているというところで、子供の意見の反映について具体的な取組案、今までも幾つか質問出ていますけれども、さらに現時点ではどのような取組が挙げられるのでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 令和6年度が第3期の事業計画の策定年度となっております。こども基本法の基本理念に即した計画を策定すべきというふうに考えております。子供の意見を反映させるために必要な措置としては、いろいろあると思うんですけれども、ウェブアンケートや対面での意見交換、SNSの活用など様々な手法を組み合わせる、また本市の子供さんに合ったものを選択させていただき、多様な子供の声を聞くように努めるというふうに考えてございます。本市におきましてどの方法を活用するかについては、今後他部局とも協議を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 また今後考えられていくということで、ぜひとも多くの方が参加しやすい形で終われることをお願いしたいと思います。また、こども基本法、私、一番最初に第1条を声に出しましたけれども、本当に素晴らしい子供たち、全ての子供たちを幸せにということの理念っていうものは存分に落とし込んでいただきたいなと思います。

こちらの計画のスケジュールについてお伺いいたします。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 本年度は、未就学児の保護者、就学児童にもアンケートを実施する予定でございます。こちらで市民のご意見を確認させていただき、来年度令和6年度は子ども・子育て会議の場におきまして委員の皆様のご意見を頂戴しながらアンケートの結果及び子供さんの意見を反映した計画のほうを策定する予定でございます。具体的には、数回会議をさせていただき、6年12月頃にはパブリックコメントを実施して、令和7年3月にはこちらのほうの議会に上程をしたいというふうに計画してございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 今年度アンケートで令和7年3月に出来上がってくるということで、その中に子供たちの意見が反映された計画ということで大変楽しみにしております。

最後に、この第3期、策定中ですが、子ども・子育て支援事業計画というものは本当に子供施策において大変重要な位置づけにあるものと考えております。本計画によって導かれる本市の姿につきましてどのように思い描かれているのかについてお聞きいたします。

○福祉部長 本計画は、第2期計画が終了することに伴い、より効果的な施策を展開するために施策を体系的に取りまとめ、第2期計画を引き継ぐものとして策定するものでございます。子育て支援は未来への投資でございます。次代を担う子供たちの最善の利益、こちらを保障するために子供たちの成長と子供を産み育てる家庭を地域及び子育て支援に関わる関係機関の皆様と協力し、支えてまいります。それにより、一人一人の子供が生まれ育った環境に左右されることなく心身ともに健やかに育つことができるまちづくり、こちらを目指してまいります。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。福祉部長のほうから子育て支援は未来への投資であるということ、こちらにばちっと目が合って、力強いまなざしでご答弁いただきました。子育て世代をしっかりと応援していくことで町が活気にあふれ、経済的にもよい循環が生まれていきます。香芝の子供たちは香芝の宝です。先ほども出ましたが、香芝の子供たちは香芝の宝です。ぜひともしっかりとよい環境を保障していただきたいとお願いしておきます。

そのような中で、次の質問に参ります。

子供たちにとってよい環境を整えるために子供に関する条例というものに取り組んでいる自治体もあります。子供に関する条例につきましては、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度に合わせて全国的に多くの自治体が条例を制定したということもあります。本年4月によりましてこども基本法が施行されたことでまた改めて注目されているところでもあります。全国の条例制定の現状については、数は把握されているでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 子供に関する条例は、指定都市を除く全国の市区町村におきましては令和5年6月時点で149団体が策定済みと把握してございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 149団体ということで、様々な趣旨の子供に関する条例があります。その中には、奈良市の奈良市子どもにやさしいまちづくり条例というものもあります。奈良市におきましては、平成24年からスタートして3年をかけて市民参加で協議が行われ、子供ワークショップなども取り入れられ、しっかりと子供の意見が条例に反映されているということも特徴的にあります。また、東京都のほう、千代田区の子供が健やかに育つための環境の確保に関する条

例におきましては、保育・教育サービス事業という項目がありまして、区及び事業者は質の確保及び向上に努めなければならないという項目もあり、子供の育ちに何が大事かっていうところがよく見えるようになっていきます。また、同じく千代田区なんですけれども、子どもの遊び場に関する基本条例というものも制定されています。こちらは、子供が外遊びをする環境づくりというところに、その必要性、子供にとって外遊びがどういうものかっていうところを、必要性、重要性っていうものを区民の皆様に、共通認識するための条例で、子供が外で伸び伸び遊ぶことができる環境づくりという点においてはとてもいい条例だなと思った次第でございます。ほかにもたくさん様々事例がありますので、全てをご紹介しますこちらではしないのですが、企画部のほうにご質問いたします。

香芝市におきましては子供に関する条例の制定っていうことをこれまでご検討されたことがあるのか、もし制定するに当たり大事にしていきたい部分等、お考えがありましたらお伺いいたします。

○企画部長 今議員からご紹介あっただけでも本当にこの子供に関する条例というのが様々あるなというふうに感じたところでございます。その目的や規定内容は、今申しましたように自治体ごとに様々でございます。香芝市で取り組む場合、第5次総合計画、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながらというふうにご考えてございます。第5次香芝市総合計画におきましても、第4次は5番目に位置づけられていた子供施策を一番最初に位置づけたというところからも本市にとって子供施策が非常に重要であるといったようなことはその表れであるというふうに認識いたしてございます。本市の子供たちの未来がよりよい方向に向かうためにどのような形がふさわしいのかにつきましては、今後所管と協議をいたしながら情報収集、研究に努めてまいりたい、このように考えてございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 ご答弁ありがとうございます。今ご答弁にありました第5次計画におきまして子供、子育てに関することを一番最初に持ってきたんだっていうのは、強いメッセージとして受け止めております。

最後に、福岡市長のほうにご質問したいと思えます。

福岡市長は、子育てのまち香芝として常に子育てや教育に力を入れていきたいんだということをいつも口にされているかと思えます。それに対する取組も推進されていることかと思えます。その施策推進のために、香芝の宝である子供たちのために子供に関する条例の制定につきまして考えていってはもらえないでしょうか、それについてお考えをお伺いいたします。

○市長 いろいろご意見ありがとうございます。

まず、奈良市の条例も、私、見させていただきました。この中で、気持ちや意見を聞いては

しいであったり、意見を言う場が欲しい、大人と一緒にまちづくりをしたいといった子供の意見、こういったところがありました。そして、やはり子供が参加することによって大人とともにまちづくりを進めていくというのが理念としてあるようでした。私もいろいろ勉強をさせていただいて、やはり子供にとってよい環境というよりは子供が楽しめる環境と、主語を子供がと変えていけるような、そういったこと、子供主体になるように進めていきたいと思っています。

また、たまたま先日なんですが、ご存じかどうか分かりませんが、中室教授、慶應の教授ですね、経済学やってらっしゃる方の勉強会に参加させていただいて、そのときのデータで今議員がおっしゃったように外で遊ぶようなこと、これ保育の話なんですが、それがアメリカで1,063園のデータと日本においては兵庫、埼玉、東京と比べたデータがあるんですが、アメリカのほうがその活動ということに関してはちょっと多いと、逆にほかの施設面とか、いろんな面において日本のほうが多いというふうなデータがありました。先ほど議員がおっしゃったみたいにその外で遊ぶことの重要性、それも非常に大切だと思います。

ご質問のほうですが、香芝市においても子育てのまちとして子供に関する条例の制定についてしっかりと考えていきたいと思っています。そして、先ほど次長が答弁していたとおり、こども基本法の11条において子供施策の制定等については子供の意見の反映を義務づける規定が設けられておりますので、しっかりと子供の意見を聞いて反映できるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。考えていってくださるということで、大変うれしいです。今市長の話聞く中で、子供にとってよい環境というよりも子供がっていうところで、がという、子供が主体になるようにっていうお考えを持たれているっていうところを聞いたことはとてもうれしいです。ぜひともそのお考えの中ですばらしい香芝市の子供たちのためになるような条例制定に向けて、ぜひお願いしたいと思います。全ての子供たちが幸福な生活を送ることができるような環境整備をますます推進されますようお願いいたしまして、質問を終えます。ありがとうございました。